

195 東京法学院大学則の改正

〔『法学新報』臨時増刊第十四卷十（一六四）号

明治三十七年九月二十日〕

○学則の改正 本大学学則中第五条第二項を削除し第六条を「左に掲ぐるものは法政学士と称することを得一、本科卒業者二、研究科卒業者三、旧東京法学院高等法学科卒業者」と改め旧第五条以下順次一条繰り下げ旧第五十五条を「研究科は本科、専門科の卒業者にして既修の学科に付き尚ほ深遠なる研究を為し外国語に依り深く法律の研究を為さんと欲する者の為めに之を設く」と改め旧第五十九条を「研究科は本科、専門科、旧英吉利法律学校及び旧東京法学院の卒業者にして学長の承認を経たる者に限り入学を許す但し同等学校卒業者若くは之と同等の学力ある者にして学長の承認を経たるもの亦同し」と改め旧第六十三条を削除することを本月七日附を以て主務省より認可□る